

第32回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 三田隆俊は、令和2年1月27日、午後3時00分、農業委員を足利市役所に召集し、第32回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	三田照子	3	三田隆俊
4	藤生正浩	5	森山進平	6	遠藤茂太
7	河内義昭	8	星野雅彦	9	長谷川良光
10	亀田幸雄	11	仙田光男	12	桐生さとみ
13	清水 茂	14	赤坂安一	15	本島一喜

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

久保信雄、長竹武男、菊地榮太郎、仁木 肇、尾崎文一、嶋田重雄、柏瀬正雄、入江泰三、萩原晴夫、齋藤 幹、半田昌平、岡村奏一、寺崎 互、平塚和弘、石川弘幸、小林重雄、椽本啓治

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 斉藤正巳、次長 川田和之、主幹 足立 純、主査 須釜和彦、主査 齋藤玲子

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は15名全員であります。 なお、推進委員の出席は17名です。 本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について 日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について 日程第3 議案第1号から議案第3号について</p> <p>議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 議案第3号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について 以上であります。</p>
----	---

議長 ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員15名で定足数に達しておりますので、これより第32回足利市農業委員会総会を開会いたします。

議長 【午後3時05分 開会】

議長 報告事項について、次長より報告いたさせます。

次長 【事業概要報告】

議長 次長から報告がありましたが、ご意見はございませんか。

議長 【意見なし】

議長 それでは日程に入ります。

議長 日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。

議長 議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

議長 【異議なし】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

議長 2番 三田照子委員、14番 赤坂安一委員を指名いたします。

議長 ご異議ございませんか。

議長 【異議なし】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

議長 続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主査 議案書の1ページをお開き下さい。

主査 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。

主査 議案書の1ページをお開き下さい。

主査 まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が1件、筆数が2筆、面積が451㎡となっております。

主査 続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が17件、筆数が24筆、面積が7,993.79㎡となっております。

主査 合計いたしまして件数が18件、筆数が26筆、面積が7,993.79㎡となっております。

主査 また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから6ページに記載されております。

議長 以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

議長 【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

議長 続いて日程第3に入ります。

議長 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長 事務局の説明を求めます。

主査 議案書の7ページをお開きください。

議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1月の5条申請件数は10件、うち太陽光発電を目的とした申請が6件、一般住宅2件、一般住宅敷地拡張が1件、資材置場が1件でした。

では、1番からご説明いたします。

1番、申請地は松田町地内の田、面積1,044㎡ほか10筆、計6,933㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル1,520枚を2,409.87㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買が10筆、地上権の設定が1筆となっております。備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無しです。

続きまして、議案書の23ページをご覧ください。1番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、実情調査報告が24ページから29ページに載せてありますので、ご覧ください。

なお、事務局の事前調査を1月14日に実施しており、その時の写真は、ご覧のとおりです。

では、議案書8ページをお願いします。

2番、申請地は菅田町地内の田、面積315㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積97.64㎡を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法第34条11号、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設、住宅です。

議案書の30ページをご覧ください。2番の調査書となっております。調査書は、各項目とも適正なものと判断されております。ページ右側に位置図を載せてあります。なお、事前調査時の状況は、ご覧のとおりです。

では、議案書8ページにお戻りください。

3番、申請地は大月町地内の田、面積1,008㎡、施設の概要は資材置場です。

申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無しです。なお、北側で接する雑種地と一体的に利用する予定です。

続きまして、議案書の31ページをご覧ください。3番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。ページの右側に位置図を載せてあります。事前調査時の状況は、ご覧のとおりです。

では、議案書8ページにお戻りください。

4番、申請地は名草下町地内の畑、面積565㎡です。施設の概要は太陽光

発電設備用地で、太陽光パネル252枚を410.42㎡に設置するものです。

申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無、無しです。

続きまして、議案書の32ページをご覧ください。4番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。ページ右に位置図を載せてあります。

では、議案書8ページにお戻りください。

5番、申請地は名草下町地内の畑、面積332㎡ほか2筆、計790㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル264枚を427.11㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無、無しです。

続きまして、議案書の33ページをご覧ください。5番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。ページの右側に位置図を載せてあります。

では、議案書8ページをお願いします。

6番、申請地は大久保町地内の田、面積375㎡ほか1筆、計1,717㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル864枚を1,099.7㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無、無しです。

続きまして、議案書の34ページをご覧ください。6番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。ページの右側に位置図を載せてあります。

では、議案書9ページをお開きください。

7番、申請地は寺岡町地内の畑、面積898㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル172枚を806㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無、無しです。

続きまして、議案書の35ページをご覧ください。7番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。ページの右側に位置図を載せてあります。また、現地調査の様子はご覧のとおりです。

では、議案書9ページにお戻りください。

8番、申請地は福居町地内の田、面積441㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積120.89㎡を建築するものです。

申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法第34条11号、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

なお、譲渡人は父、譲受人は子の夫です。

議案書の36ページをご覧ください。8番の調査書となっております。調査書は、各項目とも適正なものと判断されております。ページ右側に位置図を載せてあります。なお、事前調査時の状況は、ご覧のとおりです。

では、議案書9ページにお戻りください。

9番、申請地は島田町地内の田、163㎡です。転用の目的は一般住宅敷地拡張で、延床面積124.21㎡の離れ1棟を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第1種農地、備考としまして都市計画法第34条11号、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

なお、譲渡人は父、譲受人は子です。

議案書の37ページをご覧ください。9番の調査書となっております。調査書は、各項目とも適正なものと判断されております。ページの右側に位置図を載せてあります。なお、事前調査時の状況は、ご覧のとおりです。

では、議案書9ページにお戻りください。

10番、申請地は羽刈町地内の畑、面積489㎡ほか1筆、計1,014㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル300枚を498.48㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の38ページをご覧ください。10番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。ページの右側に位置図を載せてあります。なお、事前調査時の状況は、ご覧のとおりです。

以上、5条許可申請10件です。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

7番 河内委員。

7番

7番 河内です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の23ページをご覧ください。

調査年月日は令和2年1月17日、金曜日、午前9時から、調査班は遠藤委員を班長といたしまして、清水委員、藤生委員、三田会長、私の5名で調査を

行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地確認と、申請人および申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、全国で太陽光発電事業を営む申請人が、事業の拡大のために申請地を太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

採算性を高めるためには、50キロワットを超える高圧の発電量が必要で、日照が確保できること、周辺に住宅がないこと、山の斜面よりも安全性が確保できること、などの条件を満たす適地が、申請地だったということです。

発電出力は333キロワットで、転用にかかる事業資金は、すべてを自己資金で賄います。

申請地には土砂を搬入せず、切土と盛土を行い、周辺農地と同程度の高さに整地します。安全対策のフェンスを事業区域の周囲に設置し、境界には事業区域内の土で堰堤を築き、周辺農地への土砂および雨水の流入を防ぎます。

除草は原則、年4回とし、雑草の伸び具合を見て適宜行うとのことです。事業区域内の水路についても、下流の農地への水の流れが阻害されないよう、雑草や堀さらいを行うと約束してくれました。

事業区域内で払下げを予定している官地は、今月中にも手続きが完了するそうです。なお、当該事業によって進入路がなくなってしまう農地はありません。

申請地は、東側は田、北側は県道、西側は畑および宅地、南側は田となっていますが、雑草対策、水路の管理に努めるとのことで、周辺農地への影響はないと考えます。

結論として、申請地は、松田町中部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

なお、当該案件が許可となれば、申請人は、約7,000㎡の土地を所有し、事業を行っていくこととなるため、周辺住民への説明だけでなく、地元自治会長への説明についても求めたところ、承諾していただきました。

以上で、報告を終わります。

議長

当日担当地区推進委員に立会いをしていただきましたが、意見等ございますか。

推進委員

特にありません。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

長谷川委員。

9番

9番 長谷川です。

参考のためお聞きしたいのですが、28ページにある土地取得費の中には官地の払い下げを含めての金額かどうか確認したい。

- 今回の様に太陽光発電設備で払い下げを要望しているのは初めてだと思うので、差しさわりのなければこういった場所での㎡単価を教えてください。
事務局。
- 主査 こちらの記載されている金額は、今回の売買に係る10筆の取得費と確認しております。こちらを反あたりで換算しますと、10筆の平均になりますけれども、反あたりで約101万円ということになります。
- 官地の払い下げについて、今年度に入ってから何件ありますが、払い下げの費用等は聞き及んでなかったところがありますので、今後は受付時に意識して聞いていけたらと思います。
- 9番 気になったのは、資金計画なので払い下げの金額を含んでの金額を記載すべきなのか、そうでないのかあいまいだったので、後で事務局でどちらの方向にするか相談していただけたらと思います。
- 議長 今後、事務局の方で方向性を決めていただきたいと思います。
 ほかにございませんか。
 仙田委員。
- 11番 11番 仙田です。
 地上権ということですが、権利の期間はどのくらいですか。
- 主査 21年です。
 ほかにありますか。
- 議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。
 【異議なし】
- 議長 異議なしと認め、議案第1号 1番はそのように決定いたしました。
 続いて2番から10番を上程いたします。
 本件について意見を求めます。
- 主査 今回に議案には載せてありませんが、実はもう1件現地調査をしております。久保田町の駐車場用地ということで、現地の確認をいただいたのですが、都市計画法の協議が済んでいないということがわかりまして、現在協議を進めているところだということです。協議が整い次第、改めて上程するということになっております。
- 議長 小林推進委員にも立会いをいただきましたが、ただいまの説明のとおりですので、今回は見送るということでした。
 ほかになにかございますか。
 星野委員。
- 8番 8番 星野です。今後のために聞いておきたいのですが、農協に行くと言農型太陽光設備を推進しているようですが、パネル下の営農についてもいくつか条件があると思いますが、今後もまだ増えてるような感じもしますが、条件さえ合えばどんどん設置していいものかどうか教えてください。
- 次長 営農型太陽光はどこでもいいのかというご質問になるかと思いますが、土地改良区とも関係してくるのですが、将来的な整備を含めて場所が決まって

いくこととなります。

日陰の問題等も絡んでくるので、どこでもいいということではなく農振農用地であれば縁辺部から許可になっていくと思います。

8 番

もうひとつよろしいですか。

足利の作物は、米と麦が多いですが、米ができない、麦しか作ってないという場合は、麦だけの8割でいいのですか。

外国の芋でもいいのですか。収量の判断はどうするのですか。

9 番

これまでの許可では、農業委員会が収量を調べるのではなく、申請者自身が近隣の生産物の平均のから収量の情報を得て、申請しているのだと思います。農業委員会が証明するのではなく申請者が調べるスタンスですよ。

議長

そうですね。

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長

異議なしと認め、議案第1号 2番から10番はそのように決定いたしました。

続いて議案第2号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査

議案書の10ページをお開きください。

議案第2号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。令和2年1月31日公告分であります。

議案書の11ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。貸借権設定が、27件で面積62,180㎡です。

続きまして所有権移転は今回はございません。

貸借権設定についてですが、詳細が12ページから18ページに記載されておりますのでご覧ください。

審議の後、承認をいただきましたら、1月31日付で公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、14番 赤坂委員の退席を求めます。

【午後3時56分 退席】

議長

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長

異議なしと認め、議案第2号 1番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、赤坂委員の出席を求めます。

【午後 3 時 57 分 出席】

議長 続いて議案第 2 号 2 番から 27 番を上程いたします。
本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第 2 号 2 番から 27 番はそのように決定いたしました。

続いて、議案第 3 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の 19 ページをお開きください。
議案第 3 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について、読み上げて内容説明と替えさせていただきます。

【決議案読み上げ】

以上よろしくご審議をお願いします。

議長 それでは、本件は提案のとおり決議することにご異議ございませんか

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第 3 号はそのように決定いたしました。
以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

続いて、報告事項 農地法第 4 条の規定による届出受理の取消願について、農地法施行規則第 29 条第 1 号該当証明願及び非農地証明願の処理経過について、事務局の報告を求めます。

主幹 議案書の 20 ページをお開き下さい。
報告事項 農地法第 4 条の規定による届出受理の取消願について、ご説明いたします。

1 番、申請地は山下町地内の田、面積 885 m²、施設の概要は太陽光発電設備用地で、受理年月日は令和元年 5 月 10 日、取消理由は全部転用ではなく、一部転用に変更するため、取消の日付は令和元年 12 月 26 日です。

続きまして、農地法施行規則第 29 条第 1 号該当証明願の処理経過について、御説明いたします。

この証明願は、農地法上許可不要の 2 アール未満の納屋等の農業用施設について、設置者の願い出でに基づき、農業委員会がその施設が農業用のものであることを証明するものです。

1 番、申請地は葉鹿町地内の畑、92 m²、施設の概要は農機具置場、受付年月日は令和元年 12 月 26 日、処理年月日は令和 2 年 1 月 8 日です。

続きまして、非農地証明願の処理経過について、ご説明いたします。

1 番、申請地は葉鹿町地内の畑、現況 宅地、面積 389 m²、願出の理由は、昭和 11 年に農家住宅と農業用物置を建築し、昭和 42 年と 47 年に居宅部

分の増築を行い宅地として利用しているで、受付の日付は令和元年12月26日、処理の日付は同じく令和2年1月7日です。現地確認は事務局と森山委員で行っております。

以上報告いたします。

議長

ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長

それでは、ご了承願います。

なお、議案末尾に農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第32回足利市農業委員会を閉会いたします。

【午後4時05分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年3月25日

足利市農業委員会

1番委員

15番委員